

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、松田委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

１、令和７年第２回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第１号、議案第４号ないし議案第６号、議案第１１号ないし議案第２９号、報告第１号ないし報告第４号及び報告第７号の以上２８件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第１号、令和７年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、１ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、ふるさと納税推進費など２５事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億９千４８万８千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に係りましては、７ページから９ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、７ページの２款総務費では、１項９目のふるさと納税推進費で３千３２４万９千円、４項３目の市長・市議補選挙執行費で６０万８千円、参議院議員通常選挙執行費で７２万７千円、７ページから８ページにわたりますが、４款衛生費では、３項１目の水道事業会計出資金で１千３９９万６千円、４項１目の下水道事業会計負担金で６１万６千円、９ページの８款土木費では、５項１目の街あかり推進費で５００万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、５ページから６ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、５ページの１７款国庫支出金では、３項１目の参議院議員通常選挙執行費委託金で７２万７千円、２０款寄附金では、１項２目のあさひかわ応援寄附金で３千１５０万円、６ページの２１款繰入金では、１項５目の企業版ふるさと納税基金繰入金で５００万円、２２款繰越金で１億１５７万８千円、２４款市債で６千５６０万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、４ページの第３表、地方債補正では、水道事業会計出資債など４件の限度額を変更するものでございます。

続きまして、報告第１号から報告第３号までの令和６年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第１号を御覧ください。令和６年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、中心市街地活性化推進費など３２事業につきまして、令和６年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第２号、令和６年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など４事業につきまして、令和６年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第３号、令和６年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など３事業につきまして、令和６年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

続きまして、報告第４号の専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。本件は、先般流

会となりました令和7年第3回臨時会に令和7年度旭川市一般会計補正予算として提案を予定しておりました、带状疱疹ワクチンの定期接種に伴う費用につきまして、緊急施行を要すると判断し、5月16日に専決処分を行ったものでございます。その内容といたしましては、事項別明細書、下段の歳出にお示しいたしておりますように、4款衛生費の予防接種費で4千34万3千円を追加し、この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、21款繰入金で同額を追加したものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第4号、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正等に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、妊娠、出産等の申出をした職員や、子育てを行う職員、あるいは家族の介護が必要となった職員に対し、出生時や育児期、あるいは介護が必要となった時期における制度周知や利用意向の確認が義務づけられたことなどから、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第6号、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正により、育児のために勤務時間の一部を休業する部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるこれまでの方法に加え、新たに1年につき10日の範囲内で取得できる方法が設けられ、いずれかを選択できることが規定されたことなどから、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第29号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社取締役の任期満了に伴い、次期取締役9名を選任するために、定時株主総会において議決権を行使する必要がありますことから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 議案第5号、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定のうち、選挙管理委員会事務局所管分について提案理由を御説明します。

このたびの改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されましたことから、これに準じ、投票所の投票管理者等の報酬日額について改定するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 今回の定例会の提出議案のうち、行財政改革推進部に関わる議案について御説明を申し上げたいと思います。

議案第11号、建物の処分についてでございます。本議案につきましては、旭川市西神楽3線25号に所在します旧千代ヶ岡小学校及び旧千代ヶ岡中学校の売払いを行うものでございます。

旧千代ヶ岡小・中学校の土地及び建物につきましては、所管の学校教育部で、本年2月20日から3月27日までを期間として跡利用希望者を募集したところ、1者から応募がございまして、4月14日に開催しました選定委員会で、アイラーセン・ジャパン合同会社を跡利用候補者として選定し、売却価格4千358万6千950円で仮契約を結んだところでございます。このうち、建物

の売却価格 3 千 4 2 3 万 6 千 9 5 0 円につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に定める財産の処分に該当しますことから、跡利用候補者に売却するために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松本総務部総務監 提出議案のうち、所管の議案につきまして、順次、御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 2 号から議案第 2 0 号までの財産の取得についてであります。

議案第 1 2 号は、（仮称）旭川市リサイクルセンターにおける資源物の積み込み等に充てるため、ホイールローダ 1 台を 1 千 9 8 0 万円で北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 3 号は、除排雪に充てるため、ロータリ除雪車 1 台を 6 千 2 9 2 万円でナラサキ産業株式会社旭川支店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 4 号は、路面清掃に充てるため、路面清掃車 1 台を 4 千 2 9 0 万円で北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 5 号は、消火活動に充てるため、水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1 台を 9 千 4 6 0 万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 6 号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車 1 台を 3 千 7 6 万 7 千円で旭川トヨタ自動車株式会社旭川店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 7 号は、近文清掃工場における焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品 1 式を 3 千 5 6 4 万円で荏原環境プラント株式会社北海道支店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 8 号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器 1 8 0 組を 2 千 2 9 3 万 5 千円で緊急通報システム事業協同組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 1 9 号は、災害時等の指令業務に充てるため、車両運用端末装置 1 式を 9 千 7 3 5 万円で株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部から買収しようとするものでございます。

次に、議案第 2 0 号は、小中学校における学習活動に充てるため、令和 7 年度旭川市小中学校学習者用コンピュータ等（C h r o m e O S）2 万 1 千 8 1 3 台を 1 1 億 2 千 7 7 3 万 2 千 1 0 0 円で、東日本電信電話株式会社から買収しようとするものでございます。

財産の取得に関する議案は以上でございます。

続きまして、議案第 2 1 号から議案第 2 8 号までの契約の締結につきまして御説明いたします。

議案第 2 1 号の旧 5 条庁舎解体工事につきましては、契約金額 1 億 6 千 5 万円で、畠山建設株式会社ほか 1 社で構成する畠山・谷脇共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第 2 2 号の旭山動物園遊戯施設整備工事につきましては、契約金額 1 億 5 千 2 3 5 万円で、平間造園株式会社ほか 2 社で構成する平間・北海道グリーン・イハラ共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第 2 3 号のカムイスキーリンクス第 5 リフト整備工事につきましては、契約金額 4 億

3千725万円で日本ケーブル株式会社札幌支店と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第24号のカムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事につきましては、契約金額1億7千226万円で、西山坂田電気株式会社ほか2社で構成する西山坂田・石森・天日共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第25号の忠和6条道路線改良工事につきましては、契約金額2億4千695万円で、株式会社廣野組ほか1社で構成する廣野・騎西共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第26号の花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事につきましては、契約金額2億240万円で荒井建設株式会社と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第27号の千代田小学校グラウンド整備工事につきましては、契約金額1億7千380万円で、清香園山田植木株式会社ほか2社で構成する山田・石田・グリーン造園共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第28号の永山西小学校プール改築工事につきましては、契約金額1億6千346万円で、吉宮建設株式会社ほか1社で構成する吉宮・岸田共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

契約の締結に関する議案は以上でございます。

最後に、報告第7号、専決処分 of 報告につきまして御説明いたします。本件は、令和6年6月24日に議決をいただきました旧総合庁舎解体工事につきまして、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、工事請負契約の変更契約を締結したものでございます。契約金額7億5千237万66円を7億5千682万5千303円に変更することとし、令和7年4月25日に専決処分させていただきますものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時16分